

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	福祉医療費給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、福祉医療費給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和6年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>須坂市福祉医療費給付金条例(平成15年3月24日条例第2号)に基づき、18歳年度末までの乳幼児等、障害者、母子家庭の母子、父子家庭の父子並びに父母のいない児童で一定の要件を満たす者に対する医療費の助成を行う。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者要件の審査及び支給の可否の決定に関する事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉医療給付システム 2. 団体内統合宛名管理システム 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・須坂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第14項 ・須坂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の15の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務部総務課庶務係 〒381-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地1 電話番号 (026)-245-1400 内線3112</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>健康福祉部医療保険課福祉医療係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3338</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[] 発生なし	[] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[] 基礎項目評価書	[] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[] 十分である	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[] 十分である	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	----------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関名	長野県須坂市	須坂市長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	5.②所属長の役職名	健康づくり課長 浅野章子	健康づくり課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	II 1.2 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	公表日時点の計数
令和4年4月1日	I③システムの名称	福祉医療給付システム	1. 福祉医療給付システム 2. 団体内統合宛名管理システム 3. 中間サーバ	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	Vリスク対策 B. 監査	[〇]自己点検	[〇]自己点検 [〇]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	誤表記の修正
令和4年4月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	誤表記の修正
令和5年2月17日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	5①部署 5②所属長の役職名 8連絡先	5①健康づくり課 5②健康づくり課長 8健康づくり課	5①医療保険課 5②医療保険課長 8医療保険課	事前	見直しによる標記の統一
令和5年4月1日	I 関連情報 1②事務の概要	中学校修了前	18歳年度末	事前	制度改正に伴う修正
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数